

平成 26 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 インスパイア株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤孝次  
(JASDAQ・コード2724)  
問い合わせ先 専務取締役 野瀬有孝  
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

## 第 23 期定時株主総会継続会の開催中止及び臨時株主総会開催のお知らせ

平成 26 年 6 月 26 日開催の当社第 23 期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)において、議案の審議が未了となったことから、審議を継続すること(いわゆる「継続会」を開催すること)としておりました。しかしながら、下記の事情により、継続会の開催を中止し、改めて後日臨時株主総会を開催することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 第 23 期定時株主総会継続会の開催中止に至る経緯について

当社は、平成 26 年 6 月 26 日「第 23 期定時株主総会継続会開催に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、議案の審議が未了のため、平成 26 年 7 月 30 日に継続会を開催することにいたしました。当社は、継続会の開催に際し、外部の会社法に詳しい弁護士に意見を求めることといたしました。当社の判断と当該弁護士の見解は以下の通りの違いがありました。

##### I. 継続会開催の決定について

###### ① 当社の判断

本定時株主総会において、第 2 号議案を審議している最中、議長が林氏の議決権に疑義が生じたため、継続会の開催する意向を示した際に林氏が反対の意を表しました。その後、継続会を開催することについて議長から賛同を求めたところ、林氏が何の発言もしなかったため、議長の判断で継続会の開催を決定いたしました。当社の判断は、林氏の議決権には疑義が生じており、林氏を除いた出席株主の賛成により、議長が継続会の開催を決定したことは問題がないというものであります。

###### ② 当該弁護士の見解

本定時株主総会において、林氏の議決権に疑義があったにせよ、継続会開催の決定は株主総会の決議事項であり、林氏が継続会の開催に反対の意を表したのであれば、林氏の議決権を除いて議長の判断で継続会の開催を決定したことは会社法に反している恐れがある。

##### II. 継続会の日時決定について

###### ① 当社の判断

日時及び開催場所の決定は後日で問題がないと考えていた。

###### ② 当該弁護士の見解

継続会の開催を決定する上で、日時及び開催場所を決定しないことは会社法に反している恐れがある。

##### III. 継続会の開催日程について

###### ① 当社の判断

過年度決算訂正の可能性があり、計算書類の承認に関し訂正後の数字にて承認を取ることが好ま

しいため、過年度決算訂正の概要が固まるまでは継続会を開催すべきではないという正当な理由を有していた。

② 当該弁護士の見解

継続会の開催においては、継続会開催の決定後2週間以内に開催すべきとされているが、既に2週間を経過しており本定時株主総会との連続性に疑問がある。

上記の通り相違がありました。林氏は、継続会の決定については林氏が反対していたため違法であるものの、継続会の早期の開催を望むとの意向を7月11日に当社宛の通知書にて示しておりました。当社は、林氏の意向と当該弁護士の見解を踏まえ、検討を重ねましたが、会社法に抵触する可能性がある継続会を開催することよりも、継続会の開催を中止して、新たに臨時株主総会を開催することが法令遵守の観点から正しい行為であると判断し、継続会開催の中止を決定いたしました。

2. 林氏の議決権について

林氏の議決権の有無についての調査において、平成26年7月11日付で、林氏の代理人弁護士から林氏の保有株式の保護預り口座を有する証券会社発行の有価証券預り証明書及び質権設定に関する同証券会社からの質権設定はされていないとの回答書を受領しました。当社は、証券会社の有価証券預り証明書が確認できたことで、少なくとも林氏が当社株式を所有していることは確認できたため、林氏の本定時株主総会での議決権は有していたとの結論を下しました。

3. 本定時株主総会の取り扱いについて

上記の通り、当社は、会社法に抵触する恐れがあるため、継続会の開催を中止することにいたしました。会社法に基づき、本定時株主総会は平成26年6月26日開催の定時株主総会をもって閉会となりました。第1号議案「第23期計算書類承認の件」につきましては、林氏の議決権が有効でありましたので、林氏を含む出席株主の過半数の賛成により、本定時株主総会にて承認可決されたものとなります。第2号議案及び第3号議案につきましては審議未了のまま本定時株主総会が閉会いたしましたので、取締役駒澤、野瀬、田頭は任期満了となり、当社の取締役は不在となります。また、監査役駒村も任期満了となり、監査役が1名欠員となります。会社法346条1項により、任期満了により退任した取締役及び監査役は新たに選任された取締役及び監査役が就任するまで、なお取締役及び監査役としての権利義務を有するため、引き続き3名の取締役及び1名の監査役は取締役及び監査役の権利義務を有することとなります。臨時株主総会にて、新たに取締役及び監査役を選任することとなります。なお、会社法351条1項により、任期満了により退任した代表取締役も新たに選任された代表取締役が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有することとなります。

4. 今後の当社の対応について

当社は、上記を踏まえ、基準日を設け、速やかに臨時株主総会を開催いたします。詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

※注記

このお知らせの当社の代表者に記載しました役職名「代表取締役社長」及び問い合わせ先に記載いたしました役職名「専務取締役」は、会社法第351条第1項又は第346条第1項の規定により代表取締役又は取締役の権利義務を有する者として記載したものであります。